

## 丸亀市社会教育委員、丸亀市社会教育委員の会について

## 1. 社会教育法から

## ○社会教育法

## 第 4 章 社会教育委員

(審議会等への諮問)

第 13 条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 8 条 に規定する機関をいう。第 51 条第 3 項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

(社会教育委員の設置)

第 15 条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。
  - 2 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
  - 3 前 2 号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

## 2. 丸亀市の条例、規則から

## ○丸亀市社会教育委員の設置に関する条例

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、10人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 教育委員会は、特別の事由がある場合には、任期中においても委員を解嘱することができる。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

## ○丸亀市社会教育委員の会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、丸亀市社会教育委員の設置に関する条例(平成17年条例第92号)第5条の規定に基づき、丸亀市社会教育委員の会(以下「会」という。)を設置し、会の会議の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 会には、委員の互選による会長及び副会長各1人を置く。

(会長及び副会長の任期)

第3条 会長及び副会長の任期は、委員の任期中とする。

(会長及び副会長の職務)

第4条 会長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行う。

(会議の招集)

第5条 会議の招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事項をあらかじめ通知して行う。

(会議の定足数及び議決)

第6条 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

2 会議の議決は、出席委員の過半数の同意によりこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って決定する。

### 3. 丸亀市社会教育委員の会の活動状況

#### ○令和3年度

##### 第2回（7月7日）

| 議 事  | 報 告   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・第3次生涯学習推進計画の実施状況に関する調査結果</li><li>・第4次生涯学習推進計画の対象期間の変更</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・生涯学習推進員の委嘱</li><li>・丸亀市少年団体連絡協議会指導者研修会</li></ul> |

##### 第3回（9月28日）

| 議 事  | 報 告  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・市民向けアンケートの結果</li><li>・現計画の総括（施策体系別における現状と課題）及び第4次計画への反映</li><li>・第4次生涯学習推進計画骨子（案）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・第63回全国社会教育研究大会石川大会</li><li>・第43回中国・四国地区社会教育研究大会愛媛大会</li></ul> |

##### 第4回（10月26日）

| 議 事   | 報 告   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・第4次生涯学習推進計画骨子（案）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年丸亀市成人式</li></ul> |

##### 第5回（11月26日）

| 議 事  | 報 告 |
|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・第4次生涯学習推進計画素案</li></ul> |     |

##### 第6回（12月23日）

| 議 事  | 報 告 |
|--|-----|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・第4次生涯学習推進計画素案</li></ul> |     |

##### 第7回（1月20日）

| 議 事   | 報 告   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年度社会教育方針（案）</li><li>・令和4年度予算編成（案）（社会教育関連）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・令和4年丸亀市成人式（結果）</li><li>・第5回地域コーディネーター養成塾</li></ul> |

第8回（2月21日）

| 議 事               | 報 告 |
|-------------------|-----|
| ・第4次生涯学習推進計画（最終案） |     |

○令和4年度

第1回（10月7日）

| 議 事 | 報 告   |
|-----|---|
|     | <ul style="list-style-type: none"><li>・成人を祝う式典名称等</li><li>・第3次生涯学習推進計画の総括</li><li>・第4次生涯学習推進計画に基づく令和4年度事業<ul style="list-style-type: none"><li>・丸亀市民学級</li><li>・京極町交歓研修会</li><li>・生涯学習人材バンク</li><li>・地域コーディネーター養成塾</li><li>・生涯学習クラブ活動</li></ul></li></ul> |

第2回（12月20日）

| 議 事   | 報 告   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・令和5年度予算編成（案）（社会教育関連）</li><li>・丸亀市（仮称）みんなの劇場管理運営計画（案）</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>・第64回（中国・四国地区）社会教育研修大会広島大会</li><li>・生涯学習まつり</li></ul> |

○令和5年度

第1回（6月8日）

| 議 事               | 報 告  |
|-------------------|--|
| ・第4次生涯学習推進計画の進行管理 | <ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年丸亀市二十歳の成人式</li><li>・令和5年度丸亀市民学級</li></ul> |